

令和 5 年 9 月 1 5 日

〒 1 5 0 - 0 0 4 3

東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 1 0 番 8 号

渋谷道玄坂東急ビル 2 F - C

株式会社 I T A D A K I 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

N P O 法人 消費者支援ネットくまもと

理事長 青山定聖 (弁護士)

〒 8 6 2 - 0 9 4 1

熊本市中央区出水 2 - 5 - 8

水前寺パークマンション 2 - 2 0 5 号

T E L 0 9 6 - 3 5 6 - 3 1 1 0

F A X 0 9 6 - 3 5 6 - 3 1 1 9

Email: shien_net_

kumamoto@circus.

ocn.ne.jp

(本 件 に 関 す る お 問 い 合 わ せ 先)

〒 8 6 0 - 0 0 1 2

熊本市中央区紺屋今町 2 番 1 号

Wビルディング紺屋今町 2 - 5 階

津留山村法律事務所

電 話 0 9 6 - 3 1 2 - 8 5 1 1

F A X 0 9 6 - 3 1 2 - 8 5 1 2

弁護士 原 彰 宏

E-mail: aki-hara@



消費者契約法 4 1 条 1 項に基づく事前請求書

当法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、研究者、司法書士及び弁護士らで構成し、平成 26 年 12 月 17 日に消費者契約法 13 条の内閣総理大臣の認定を受け、平成 29 年 12 月 12 日に認定の更新を受けた適格消費者団体です。

当法人は、貴社に対し、消費者契約法 4 1 条 1 項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から 1 週間を経過した後は、景品表示法 30 条の定める差止請求に係る訴えを提起することができません。）。

本差止請求に対する貴社の対応を、本書到達後 1 週間以内に、書面をもって当法人にご連絡ください。回答の有無及び内容は公表することはありません。

第 1 請求の要旨

当法人は、貴社に対し、下記表示媒体



において、下記対象となる商品につき、主位的に、下記対象となる表示1記載の表示を行うことの停止を請求するとともに、予備的に、下記対象となる表示2記載の表示を行う事の停止を請求する。

(表示媒体)

貴社ウェブサイト

https://vaq.tokyo.jp/lp?u=vaq_itdk_adgl_1980sn_oekm

(対象となる商品)

「V a Q」(電子タバコデバイスおよびポッド1個)(以下「本件商品」という。)

(対象となる表示1)

(主位的請求)

対象となる商品を「1,980円(税込)」
「送料一律385円」等と表示し、定期購入を条件とすること無く、対象となる商品1回分だけを1,980円(税込)で購入する申込みが可能であるかのように示す表示。

(対象となる表示2)(予備的請求)

対象となる商品について、直前に2回目を受け取らずに解約する場合には通常価格との差額分の支払いが発生することを「1,980円(税込)」と表示されているすべ



ての箇所の直前に「1,980円(税込)」の表示の少なくとも半分以上のポイントで表示せずに、対象となる商品1回分だけ1,980円(税込)で購入する申込みが可能であるかのように示す表示。

第2 紛争の要点

1 ウェブサイト上の表示

(1) 本件ウェブサイト上では、上記対象となる商品記載の商品が紹介され、上記対象となる表示によって、定期購入を条件とすること無く、対象となる商品1回分だけを1,980円(税込)(送料385円)で購入する申込みが可能であるかのような広告表示がなされている。

(2) しかし、実際は、消費者がこのような広告表示を見て申し込んだ場合には次に2回目の商品(ポッド3箱(ポッド3個入))を9,990円(税込)が送付されるという定期購入契約に申し込むこととなっている。そして、2回目の商品を受け取らずに解約する場合には、通常価格13,200円(税込)との差額を支払わなければならないこととされている。

したがって、対象となる商品1回分だ



けを1,980円(税込)で購入する申込みが可能であるかのように示す取引条件の表示は、実際のものとは異なる表示である。

そして、2回以上の継続購入の条件に関する記載は、貴社のウェブサイト上、本件商品の購入手続に進むための緑枠の下に、「1,980円」という表示のポイントと比べて著しく小さい記載があるのみである。したがって、消費者は継続購入の条件を見ないままに、購入手続に進む可能性が高い。

他の事業者の広告を見ても、初回の割引価格の購入と、2回目以降の継続的購入は完全に切り離されているのが通常であり、貴社のように「定期縛り無し」等と表示するなどした上、継続購入の条件を付帯させておきながら、初回分の価格を強調して表示することは、他の事業者が従来行ってきたお試し商法によって消費者に浸透した「初回お試し」広告に対する一般的な認識を悪用するものである。

2 したがって、貴社ウェブサイトの表示は、本件商品を初回分だけ1,980円(税込)で購入可能であるかのように示



す点で「商品…の取引条件について、…
実際のもの…よりも取引の相手方に著し
く有利であると誤認される表示」（景品
表示法30条1項2号）に該当する。

3 よって、当法人は、貴社に対し、上記
景品表示法違反の表示について、景品表
示法30条に基づき、その停止を請求す
る。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

熊本地方裁判所

以 上

